

埼玉県 PPA 方式による県有施設への電力供給事業
プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月 1 6 日
埼玉県環境部エネルギー環境課

1 目的

本実施要領は、県が所有する施設（以下、「県有施設」という。）に太陽光発電設備、蓄電池及びその付帯設備（以下、「太陽光発電設備等」という。）を導入し、平時の電源として利用することによる脱炭素化の推進と、非常時のエネルギーレジリエンスの強化を図ることを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公募の概要

(1) 名称

埼玉県 PPA 方式による県有施設への電力供給事業

(2) 事業内容

別添「埼玉県 PPA 方式による県有施設への電力供給事業仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）のとおり。

(3) 導入候補施設

別紙 1 に示す県有施設（以下、「候補施設」という。）

(4) スケジュール

手続き等	期間・期限
公告	令和 7 年 6 月 1 6 日（月）
質問書の受付	令和 7 年 6 月 1 6 日（月）から 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）
質問への回答	令和 7 年 7 月 2 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 6 月 1 6 日（月）から 令和 7 年 7 月 4 日（金）
提案資格確認結果通知	令和 7 年 7 月 8 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 2 2 日（火）
ヒアリング審査（予定）	令和 7 年 7 月下旬
審査結果通知（予定）	令和 7 年 8 月上旬

(5) 担当部署

環境部エネルギー環境課

3 企画提案書の提出者に要求される資格

単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体（共同企業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同企業体の構成員となることもできない。）であること。参加表明書の提出期間終了後、共同企業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

単独で応募する場合は、次の(1)～(9)をすべて満たすこと。

共同企業体で応募する場合は、代表事業者及びその他の構成員は、それぞれ次の(1)～(9)のうち、下表において「●」が付されたものをすべて満たすこと。また、「○」が付されたものについては、代表事業者又はその他の構成員のいずれかが満たすこと。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
代表事業者	●	●	●	●	○	○	●	●	●
その他の構成員		●	●	●	○	○	●	●	

なお、本業務において発生する県の協定等は、代表事業者と締結するものとする。

- (1) 令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事又は物品等）（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、次の資料を提出できる場合はこの限りでない。

ア 申請時点で確定している直近2か年分の財務諸表の写し

イ 身分（元）証明書の写し（個人事業者のみ対象）

代表者のもので、申請日前3か月以内のもの

ウ 住民票の写し（個人事業者のみ）

代表者のもので、申請日前3か月以内のもの

エ 登記されていないことの証明書の写し（個人事業者のみ）

(ア) 成年被後見・被保佐人等に該当しないことを証明するもの（被保佐人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項証明書）

(イ) 代表者のもので、申請日前3か月以内のもの

オ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

申請日前3か月以内のもの

カ 納税証明書の写し

税務署が発行したもので申請日前3か月以内のもの

(ア) 法人の場合、法人税、消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明

(イ) 個人の場合、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明

キ 埼玉県（県内に事業所がある場合）及び主たる事務所の都道府県にお

ける、法人都道府県民税及び法人事業税に係る滞納額がないことの証明書の写し（申請日前3か月以内のもの）

＊埼玉県納税証明書の写しの代わりに、納税状況等確認システムによる納税情報の確認に関する同意書を提出することでも可。

ク 法人番号の確認資料

「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの等

ケ 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

コ (6)の資格を有する者の資格証の写し

サ 登記事項証明書、印鑑証明書

シ 賃借対照表及び損益計算書

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条（同規則第102条において準用する場合も含む。）の規定により県の競争入札に参加させないとされている者

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(3) 公示日以後に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 公示日以後に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

(5) 本事業と同種の事業履行実績（高圧電力を使用している施設の屋上又は屋根において、当該施設に電力を供給するための太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務の履行実績）について、令和2年度から令和6年度の期間において2件以上を有すること。

(6) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する事業者を含めること。なお、資格を有する者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の所属

でも構わない。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士または一級建築士及び建築設備士

イ 電気主任技術者（第三種以上）

- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (9) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

4 参加に係る手続き

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある事業者は、参加表明書（様式第 1 号）を提出すること。また、複数の法人によって構成された特定共同企業体で参加する場合はグループ概要（様式第 1 号別紙）を提出すること。なお、資格者名簿に登載されていない者は、併せて 3 (1) ア～シを提出すること。3 (1) キについて、納税状況等確認システムによる納税情報の確認を受ける場合は、同意書（様式第 1 号別紙 2）を提出すること。

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時（必着）

イ 提出先

埼玉県環境部エネルギー環境課

ウ 提出方法

電子メール（a3170-02@pref.saitama.lg.jp）

(2) 提案資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者について、提案者の資格を満たす者であるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知する。また、参加資格があると認めた者に対し、代表的な候補施設の図面（屋根伏図・矩計図・単線結線図・電気室図面等）、構造計算書（耐震調査報告書）及び、代表的な候補施設の 1 年間の電力使用量の 30 分値、現在の電力契約の情報等を提供する。

ア 通知日・通知方法

令和 7 年 7 月 8 日（火）に電子メールで送付。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、説明請求書（様式第 6 号）により参加が認められなかった理由の説明を求めること

ができる。なお、説明請求書は県が通知を発送した日の翌日から起算して、県庁閉庁日を除く 7 日後の午後 5 時までにエネルギー環境課まで提出しなければならない。

県は上記説明請求書を受領した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く 7 日以内に説明を求めた者に対し回答する。

5 質問

本要領等の内容について質問のある場合は、次により質問書（様式第 2 号）を提出すること。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要とする。

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出先

埼玉県環境部エネルギー環境課

(3) 提出方法

電子メール a3170-02@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

令和 7 年 7 月 2 日（金）までに原則として県ホームページ上に掲載する。

6 企画提案

別添の仕様書（案）、別紙 1 及び代表的な候補施設の図面等を参照のうえ、企画提案書（様式第 3 号）を以下の内容で作成し、提出すること。また、各候補施設の長期休業、閉館日等を考慮すること。ただし、実際の施工に際しては県と十分な協議を行い決定する。

なお、国等の補助事業を活用する場合には、当該補助事業の要綱等を踏まえた提案内容とすること。

(1) 基礎提案

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。なお、中央防災基地・川島ひばりが丘特別支援学校は、別紙 1 の備考に留意したシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

太陽光発電設備の導入を提案する各候補施設について、想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討し、想定した設備仕様を示すこと。また、1 施設当たりの平均設置量を算出・記載すること。

なお、候補施設のうち、別紙 1 「防水・荷重」欄が AA の施設を含む 11

施設以上を選定し、1施設当たりの発電出力が50kW以上の導入を提案すること。また、提案する施設における設置場所について、別紙1「建物名」の建物屋根及び屋上を検討に含むこととし、別紙1「建物名」の建物以外の建物屋根及び屋上も設置候補とできる。なお、教育局以外の施設では、敷地、調整池等の水面（未利用分に限る）並びに駐車場建物や空き地も設置候補とできる。

ウ 蓄電池設備容量

蓄電池の導入を提案する候補施設について、想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討し、想定した設備仕様を示すこと。

エ 温室効果ガス排出削減量

- (ア) 導入する太陽光発電設備で発電する電力（以下、「発電電力」という。）を、当該設備を導入した施設で最も効率的に消費できるよう検討すること。
- (イ) 温室効果ガス排出削減量は、導入予定施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.44kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- (ア) 非常時のシステム構成図
- (イ) 非常時の利用、操作方法（非常用コンセント（設置個数）、特定負荷への供給の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- (ウ) 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取だし口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））
 - ※ 自立型パワーコンディショナから非常用コンセント等への給電を想定し、蓄電池への充電はここには含めない。
- (エ) 自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）
- (オ) 自立運転時の蓄電池から使用可能な出力（取だし口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））

カ 設備設置仕様

- (ア) 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- (イ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- (ウ) 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 kg/m²）を記載すること。

(エ) 想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。

キ 維持管理

(ア) 事故防止等、安全性確保のための案を記載すること。

(イ) 発電効率低下を極力抑制できるよう工夫すること。

(2) 発展的要素

ア 発電電力の最大限活用に資する取組の提案

(ア) 発電電力を、蓄電池の活用を含め最大限活用する取組を提案すること。

(イ) 提案に当たっては、県が推進する温暖化対策の施策との連携を考慮すること。

イ 発電電力の県内活用

(ア) 太陽光発電設備を導入する候補施設における発電電力のうち、当該施設で使用しなかったもの（以下、「余剰電力」という。）の有効活用を提案できる場合は、当該余剰電力が県内で消費される仕組みを構築し、提案すること。

(イ) 余剰電力を、民間施設等に供給する提案を行う場合は、その売電収益が県への電力販売単価の低減に繋がるような提案を行うこと。

ウ 非常時・停電時の利便性等

提案にあつては、施設管理者や利用者が発電電力を利用しやすいよう配慮すること。

(3) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

イ 工事計画概要、実施体制、スケジュール

ウ 県内中小企業の活用

下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、県内中小企業を優先して選定することとし、提案においては事業者が行う業務における県内中小企業の活用について次のうちから記載すること。

なお、工事総額は材料価格を含むものとする。

(ア)～(エ)のいずれかを記載し、受託候補者として選定された場合は、実施体制に県内中小企業を必ず含め、結果を県へ報告すること。

(ア) 工事及び管理総額における県内中小企業への発注割合が 75%以上

(イ) 工事及び管理総額における県内中小企業への発注割合が 50%以上

75%未満

(㍑) 工事及び管理総額における県内中小企業への発注割合が 20%以上
50%未満

(エ) 工事及び管理総額における県内中小企業への発注割合が 20%未満
エ 契約期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、維持管理計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、スケジュール
オ 代表事業者の経営状況（過去 5 か年）

貸借対照表、損益計算書を添付し、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(4) 価格提案

ア 自家消費料金単価

参考見積・単価は契約期間中一定とし、県より提示した上限価格を基準に提案すること。

提案単価は県が指定する候補施設の分類ごとに同じ単価とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

本事業は、太陽光発電設備等（蓄電池も含む）の導入にあたり、補助金の活用（令和 7～9 年度の 3 年間で 2 億 1 0 0 0 万円、令和 7 年度実施の中央防災基地・川島ひばりが丘特別支援学校の自営線で 3 0 0 万円）を想定し、様式の「補助金あり」の欄には、これを考慮した金額を記載すること。

また、各施設の使用にあたって必要となる行政財産の使用料（ガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費を除く）は免除の想定で算定すること。

(5) その他

ア チェックリスト（様式第 4 号）

様式第 4 号に、様式第 3 号の記載項目について記載をしたものに○をつけること。

イ 企画提案書の開示に係る意向申出書（様式第 5 号）

プロポーザル方式の実施に係る企画提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて意向があれば申し出ること。

7 企画提案書作成に当たっての留意事項

企画提案書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 提案は文書で簡潔に記載すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- (3) 文字は注記等を除き原則として 12 ポイント以上の大きさとする。
- (4) 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
- (5) 様式第 3 号、第 4 号について、1 ページに収まらない場合は、複数ページにわたることを可とする。

8 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出期限
令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時（必着）
- (2) 提出先
埼玉県環境部エネルギー環境課
- (3) 提出方法
電子メール a3170-02@pref.saitama.lg.jp
電子メールの件名：「(企業名) 埼玉県 PPA 方式による県有施設への電力供給事業の企画提案書」

(注) 通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合が考えられるので、メール送信後、電話（048-830-3024）でその旨を連絡すること。ファイルは約 10Mb までメールに添付でき、それ以上になる場合は、分割して送付すること。

9 評価基準

別紙 2 「評価基準」による。

10 企画提案書に関するヒアリング

下記のとおり提案内容に関するヒアリングを行う。

- (1) 実施日時
令和 7 年 7 月下旬（予定）
- (2) 実施場所 埼玉県庁又はオンラインミーティング
- (3) 出席者 総括責任者を含む 3 名以内とする。
- (4) その他
ア 時間等詳細については、参加者あてに別途通知する。
イ 企画提案書をもとに、口頭及びパワーポイント又は PDF で発表を行うこと。

ウ モニターは県で用意するが、パソコン等の必要な物品については、各自用意・持参すること

11 プロポーザルに係る審議

- (1) 本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、埼玉県 PPA 方式による県有施設への電力供給事業公募型プロポーザル審査委員会において行う。
- (2) 企画提案書およびヒアリング審査をもとに、各委員が評価基準に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の協定締結予定者として決定する。
- (3) 委員の評価点数の合計が、満点のうち 6 割に満たない者は、事業予定者として選定しない。

12 審査結果の通知

ヒアリング参加者に対し、審査結果について書面により通知する。

- (1) 通知日
令和 7 年 8 月上旬（予定）
- (2) その他
選定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、説明請求書（様式第 6 号）により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、説明請求書は、県が通知を発送した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに企画提案書提出先までに提出しなければならない。
県は上記説明請求書を受領した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

13 契約の締結等

- (1) 県は、選定された事業予定者と本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結する。その後、協定に基づき、太陽光発電設備等を導入する県有施設ごとに電力供給契約（長期継続契約）を締結する。また、県有施設の使用に係る行政財産の使用許可申請は事業予定者が別途行う。
- (2) 協定及び電力供給契約の締結に当たっては、代表となる法人等が行うこと。
- (3) 事業者の提案内容が、本要領及び仕様書（案）で明示している条件等を満たしていないと県が判断した場合には、事業者の決定を取り消すものとする。ただし、県と協議の上、内容の一部の変更で対応することがある。
- (4) 事業者との協定及び電力供給契約が締結できない場合、次順位の提案事業者を事業者とし、繰り上げ事業者となった者に通知を行うことがある。

事業者が辞退した場合又は事業者の決定を取り消された場合も同様とする。

- (5) 提案された施設以外に新たな候補となる施設ができた場合、県は、事業予定者と協議の上、本事業の実施施設を増やす可能性がある。

14 プロポーザルの取扱い

- (1) 質問書及び企画提案書等の作成、提出に関する費用等、本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、情報公開請求に基づき公開することがある。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書の作成のために県が提供した資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。
- (6) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルを行うものとする。

15 参加者の無効

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (4) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が無効であると認めた場合